

長井市の都市計画変更の変遷

変更の背景		S14.5 都市計画法の適用	新都市計画法の公布 ・市街化区域と市街化調整区域の区分設定 ・開発許可制度の設定					建築基準法の改正 →新用途に変更	一定の要件を都道府県等が 条例で定め、建築を許可する 制度が新設された		H18都市計画法改正により 大規模集客施設が立地可能な 近隣商業地域・商業地域・ 準工業地域の3種類となった。
日付		S15.8.30	S43.10.25	S44.4.21	S47.4.1	S55.7.15	S56.1.23	H7.6.15	H13.5.25	H22.3.30	H27.2.20
主な出来事		・都市計画区域決定	・都市計画区域の変更（一部除外）	・用途地域当初計画決定（4種類を決定）	・用途地域第1回変更（4種類から8種類へ変更） ・特別用途地区当初計画決定	・用途地域第2回変更（範囲を見直し） ・特別用途地区第1回変更	・都市計画区域の変更（一部編入及び一部除外）	・用途地域10種類第3回変更 ・特別用途地区第2回変更	・用途地域第4回変更	・都市計画区域の変更（一部編入）	・特別用途地区第3回変更
都市計画区域	面積合計	約13,500ha ◆長井市全域を指定	約1,450ha 除外：山地の区域				約1,504ha			約2,313ha	約2,313ha
							編入：五十川の岡鼠原地区 【都市環境の保全と生活環境の積極的な整備を図るため】 修正：泉の羽黒地区、宮の野川住宅付近 【圃場整備後の地形に合わせた修正のため】			編入：今泉地区及び九野本地区 【国道287号線の事業進捗、プラザ公園の都市公園認定のため】	
用途地域	面積合計			4種類 約380ha	8種類 約429.6ha	8種類 約549ha		10種類 約549ha	10種類 約564ha		10種類 約564ha
	第1種低層住居専用地域				約24.8ha	第1種住居専用地域 約22ha		約22ha	約22ha		
	第1種中高層住居専用地域				約158.2ha			約144ha	約135ha		
	第2種中高層住居専用地域					第2種住居専用地域 約223ha		約10ha	約10ha		
	第1種住居地域			住居地域 約310ha	住居地域 約128.3ha	住居地域 約157ha		約204ha	約219ha		
	第2種住居地域							約19ha	約19ha		
	近隣商業地域				約7.7ha	約7ha		約7ha	約7ha		
	商業地域			約20ha	約24.2ha	約31ha		約31ha	約31ha		
	準工業地域			約35ha	約21.2ha	約21ha		約24ha	約33ha		
	工業地域			約15ha	約39.9ha	約65ha		約65ha	約65ha		
工業専用地域					約25.3ha	約23ha		約23ha	約23ha		
						【成田地区東部を工業開発の拠点とするため、工業系地域の拡大を図るとともに、工業導入による定着人口の受け入れと住環境の悪化を防止するため、工業地域の西を住居系地域とする。】					※用途地域面積の内、準工業地域面積が特別用途地区面積と重複する。
特別用途地区	面積合計				約21.3ha	約21.3ha		約29ha			約62ha
	娯楽レクリエーション地区				約7ha	約7ha *区域界の微修正		約15ha *はぎ公園周辺8ha区域拡大 【あやめ公園、はぎ公園周辺について観光の拠点を形成】			
	特別業務地区				約14.3ha	約14.3ha		約14ha *明確な地形地物界修正 【区画整理事業完成により、公共施設が整備されたため】			
	大規模集客施設立地制限地区										約33ha *準工業地区全域を大規模集客施設立地制限地区とする。